

第150回千葉県大規模小売店舗立地審議会

書面審議

1 書面審議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会長が判断し、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条に基づき、書面による審議とすることにしたものである。

2 意見を聴取した日

令和3年3月1日（月）から令和3年3月19日（金）にかけて各委員から意見を聴取した。

3 意見を聴取した委員

<千葉県大規模小売店舗立地審議会委員>

懸田委員、河井委員、今関委員、土屋委員、
小早川委員、山崎委員、尾形委員、朝倉委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 意見を聴取した審議案件

(1) (仮称) 佐倉寺崎5丁目PJ (佐倉市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和2年9月3日

県意見期限 令和3年4月30日

(2) (仮称) クスリのアオキ南増尾店 (柏市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和2年9月9日

県意見期限 令和3年5月7日

(3) (仮称) 流山市向小金一丁目商業施設計画 (流山市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和2年10月14日

県意見期限 令和3年6月14日

○ 聴取した意見の内容は次のとおりであった。

(1) (仮称) 佐倉寺崎5丁目PJ (佐倉市) について

<今関委員> 意見なし

<尾形委員> 意見なし

食品廃棄物の発生抑制・減量に努めると記載されていますが、具体的にどのように実施されるのか記載頂きたいです。許可業者が決まり次第、記入をお願い致します。

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

開店後に近傍交差点で交通渋滞が発生した場合は、道路管理者および交通管理者と協議のうえ、速やかに対応策を講じてください。

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(2) (仮称) クスリのアオキ南増尾店 (柏市) について

<今関委員> 意見なし

<尾形委員> 意見なし

(添付書類17(1)の)アの法令への対応欄において、どのようにリサイクルされるのか、追記頂くと良いと思いました。許可業者が決まり次第、記入をお願い致します。

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

駐車場利用が時間外にならないように徹底よろしく願いいたします。

<山崎委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(3) (仮称) 流山市向小金一丁目商業施設計画 (流山市) について

<今関委員> 意見なし

<尾形委員> 意見なし

(添付書類17(1)の)アの法令への対応の欄において、法に基づき処理します。と記載されているのですが、何を対象とし、実施されるのか記載をお願い致します。許可業者が決まり次第、記入をお願い致します。

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

緑地広場が計画地中心部の住宅の脇に設置されていますが、この広場の使い方は住民に十分説明しておかないと、遊び声がうるさいなどといわれる可能性があります。

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

○ 届出状況一覧により、審議案件以外の届出に対する県意見の報告等を行った。